第十四条

1　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対し少なくとも六箇月の予告をもってこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、毎年自動的に一年ずつ更新される。

3　この協定は、両締約国政府の書面による合意により改正することができる。

4　青年海外協力隊員を南アフリカ共和国に派遣することに関する二千一年一月九日付けの両締約国政府間の交換公文は、この協定が効力を生ずる時に効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十一年六月二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　松本剛明

南アフリカ共和国政府のために
　マイテ・ヌコアナ＝マシャバネ

○外務省告示第二百一号

モロッコ王国政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」の加入書を平成二十三年四月二十日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年七月二十日にモロッコ王国について効力を生ずる。

（平成二十三年四月二十日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十三年六月十五日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百二号

モロッコ王国政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「著作権に関する世界知的所有権機関条約」の加入書を平成二十三年四月二十日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年七月二十日にモロッコ王国について効力を生ずる。

（平成二十三年四月二十日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十三年六月十五日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百三号

モロッコ王国政府は、「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」の加入書を平成二十三年四月二十日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年七月二十日にモロッコ王国について効力を生ずる。

（平成二十三年四月二十日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十三年六月十五日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百四号

平成二十三年六月二日にドゥシャンベで、第二次ハトロン州ハマドニ地区給水改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次ハトロン州ハマドニ地区給水改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七億七千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　中山喜弘在タジキスタン大使館大使

タジキスタン側　ハムラーハン・ザリフィ外務大臣

平成二十三年六月十五日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百五号

平成二十三年六月二日にルサカで、第二次ルアプラ州地下水開発計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がザンビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次ルアプラ州地下水開発計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七億千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　江川明夫在ザンビア大使

ザンビア側　シトゥムベコ・ムソコトワネ財務・国家計画大臣

平成二十三年六月十五日

外務大臣　松本　剛明

○国税庁告示第十七号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十五日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人オックスファム・ジャパン	東京都台東区東上野一丁目二〇番六号	松井ケティ	平成二十三年六月十六日から平成二十八年六月十五日まで
特定非営利活動法人ソムニード	岐阜県高山市花里町一丁目二六番地二五号	和田　信明	平成二十三年六月十六日から平成二十八年六月十五日まで
特定非営利活動法人日本エヌピーオーセンター	東京都千代田区大手町二丁目二番一号新大手町ビル二四五	山岡　義典	平成二十三年六月十六日から平成二十八年六月十五日まで

○農林水産省告示第千百五十九号

作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）第六条第二項及び第七条第八項の規定に基づき、平成十四年四月三十日農林水産省告示第千四号（作物統計調査規則第三条第一項の農林水産大臣が定める植物等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第四条第二項第一号中「生産努力目標」を「生産数量目標」に、「（野菜）」を「（そば及びなたねを除き、野菜）」に改める。

別表第四牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴーの項中「飼料対策推進事業において飼料増産重点地区が設定されている」を「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業のうち飼料作物に係るものを実施する」に改める。

別記様式第二号及び第五号中「裸麦」を「はだか麦」に改める。

附　則

この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による調査票については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省告示第千百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県伊那市長谷非持三八二二の二、三八二二の五から三八二二の七まで、三八二二の一一、三八二二の一二、三八二五の八、三八二五の九、三八二七の一、三八二八の一から三八二八の一〇まで、三八二九の一から三八二九の七まで、三八二九の一三七、三八二九の一三八、三八三〇の一から三八三〇の八まで、三八三一の二二四、三八三一の二二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字告字鶴前七一八の九

二　指定の目的　土砂の流出の防備